

NEWS

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会主催

産業廃棄物処理に係る「第22回 実務者研修会」開催

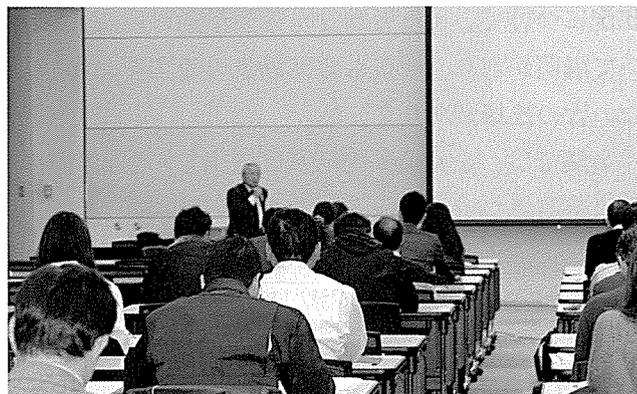
2月1日（水）午前10時から名古屋国際会議場（名古屋市熱田区）において、（一社）愛知県産業廃棄物協会主催による「第22回 実務者研修会」が受講者84名のもと開催されました。

研修会では産業廃棄物処理の実務を行う上で必要とされる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の理解、作成を義務付けられている委託契約書、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、帳簿について実務者を対象に研修が行われました。

協会専務理事 渡邊 修氏の開会の挨拶後、同氏が講師となり「産業廃棄物処理の基礎」について講義しました。中でも産業廃棄物処理委託の基本的な構造の問題として、処理費用が安く抑えられ→処理の質の低下→環境汚染や住民トラブルの発生→法律の厳しい規制、が負のスパイラルを招き、又安い料金で請け負うのか、又は請け負わされるのか、によって排出事業者責任が問われるとのことでした。廃棄物処理法の主要条項では、第14条の3、第14条の3の2、事業の停止、許可の取り消しはしっかり内容を押さえておき、第18条報告の徴収は処分が前提であり、第19条立入検査は処分前には立入検査があり、第19条の4措置命令は末期の状態であるとのことでした。特に第25、26、27条、を犯すことは事業の致命傷となるため気をつけ、罰則と欠格要件をよく理解しておくことが大切だとのことでした。ポイントとして始めから解読するより、最後から読み解いていく条文逆読みが、業務に直結する理解につながるのではないかと、アドバイスがありました。

午後からは、電子マニフェストの仕組みと運用について、協会環境アドバイザーの相宮良一氏から電子マニフェストのメリットや具体的な導入について説明がありました。

その後、「産業廃棄物の委託処理と委託契約書」、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」、「帳簿」、に



ついて協会事務局長 小坂元信氏より講義がありました。委託契約書は書面化することで排出事業者の処理責任の徹底を図ります。契約書の作成に困った場合は、愛産協ホームページの会員専用ページ「産業廃棄物処理委託契約書」の項目に「産業廃棄物処理委託契約書」があり、契約書のひな形、変更点、が掲載されデータはダウンロードができますので、ぜひご活用くださいとのことでした。マニフェストでは紛失した場合の措置について、再発行は不正利用される可能性があるため注意が必要とのことでした。以下の表を参考に対処し、表は会社に貼って活用してくださいとのことでした。その後受講者全員に研修修了証が手渡され研修会は閉会しました。

※マニフェストを紛失した場合、新しいマニフェストを再発行するのは不正に利用される可能性があるため注意。！

紛失した管理票	対処法(応急措置)
A 票排(控)	収集運搬業者にB1票(運搬業者控)をコピーしてもらい、A票の代わりとして照合確認用として保存 ※「A票を紛失したためA票の代わりとして、B1票のコピーの提供を受け保存する」という一文をそのコピーに注記しておく
B2 票(運→排)	収集運搬業者にB1票(運搬業者控)をコピーしてもらい、それに運搬終了日を記入して、B2票の代わりに保存
D 票(処→排)	中間処理業者にC1票(処分業者保存用)をコピーしてもらい、それに中間処理終了日を記入して、D票の代わりに保存
E 票(中/最→排/中)	中間処理業者にC1票(処分業者保存用)をコピーしてもらい、最終処分終了日を記入して、E票の代わりに保存

処理業者が自社が保存すべきB1票等を紛失した場合も同様とする。

配布資料「産業廃棄物処理実務者研修会」基礎コーステキスト((公社)全国産業廃棄物連合会発行)の内容は、実務に必要な不可欠な項目が多数掲載され、研修においても多くのページが引用されています。法改正等によりテキストの内容が変更される場合がありますので、実務者研修会にて最新情報を取得し、適正処理の遵守にお役立てください。